

令和５年第８回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和５年１２月２１日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 村 田 弘 行	２ 番 小 菅 康 子
	３ 番 田 中 陽 介	４ 番 山 本 剛
	５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
	７ 番 石 川 恵 美	８ 番 服 部 嘉 雄
	９ 番 奥 山 文 市 郎	１ ０ 番 益 川 教 智
	１ １ 番 東 郷 克 己	１ ２ 番 山 崎 敦 志
	１ ３ 番 山 崎 有 子	１ ４ 番 稲 垣 誠 亮
	１ ５ 番 荒 川 泰 宏	１ ６ 番 橋 俊 明
	１ ７ 番 岩 井 智 恵 子	１ ８ 番 鈴 木 市 朗

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	病院事業管理者	前 川 聡
政策調整部長	布 施 篤志	総 務 部 長	川 尻 康 治
市 民 部 長	長 尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武 内 了 恵
健康福祉部長	吉 田 和 司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒 井 文 昭	都市建設部長	岡 崎 慎 一
環境経済部長	西 村 拓 巳	教 育 部 長	馬 野 明
政策調整部次長	小 池 秀 明	総 務 部 次 長	井 狩 勝
総 務 課 長	山 本 定 亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総 一 郎	事 務 局 次 長	辻 昭 典
書 記	辻 義 幸	書 記	船 橋 潤 子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 1 1 9 号から議第 1 3 5 号まで

(令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 9 号) 他 1 6 件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 1 3 6 号及び議第 1 3 7 号

(令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 0 号) 他 1 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 意見書第 6 号及び意見書第 7 号

(ブラッドパッチ療法 (硬膜外自家血注入療法) に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (案) 他 1 件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長 (山本 剛君) (午後 1 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長 (山本 剛君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 6 番、津村俊二議員、第 7 番、石川恵美議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（山本 剛君） 日程第２、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第１１９号から議第１３５号まで、「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」他１６件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第６番、津村俊二議員。

○６番（津村俊二君） 第６番、津村俊二です。

去る１２月６日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、１２月１１日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第１２６号「野洲市事務分掌条例及び野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今回の改正によって、市民に迷惑がかかるということはないか。」との質疑に対し、「市民には影響がないように周知徹底を図っていきたい。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第１２６号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１２７号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「人事院勧告に準じて改正されるが、他の自治体も同様にされるのか。」との質疑に対し、「正規職員については他の自治体と同様に、人事院勧告に準じた率で改正を行っている。ただし、会計年度任用職員の勤勉手当については来年度から支給することとなるが、野洲市では６月と１２月でそれぞれ０．５月の支給としている。これは会計年度任用職員の制度が開始された際に、市労働組合との協議を踏まえ、期末手当の支給率を決定した経緯を踏まえ、勤勉手当についても同様の考えのもと、年間支給額全体を見て率を決定したものである。」との答弁がありました。

また、「管理職手当の額の上限の見直しについてはこれも人事院勧告に対応するためか、生じたずれを調整するためなのか。」との質疑に対し、「人事院勧告とは関係ない。本市では５５歳で昇給抑制を行っていることから、今回の人事院勧告による給与改定により、若

年層や中堅層と管理職との間での給与格差が縮まってきている。さらに、管理職への昇給を希望する者が少なくなっていることや、県との人事交流を行う場合など、支給率に差があることへの対応が必要となる。このことから県内他市の状況も踏まえ、管理職手当の額の支給率の上限を100分の25を超えない範囲に改正するものである。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第127号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第128号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第128号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第129号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第129号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第135号「第2次野洲市総合計画の改訂について」関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今回、総合体育館のところに拠点をつくるということで駅前に来るはずであった外来・入院患者の10万人ほどが体育館のほうに行くと、駅前や体育館、北部合同庁舎はどうするのかという、それぞれの拠点ごとにどうやってその拠点として位置づけていくのか。人口規模は決まっているので、拠点を1つ増やすということは、違う拠点に来られる人数が単純に減ることになるので、どう整理されているのか。」との質疑に対し、「野洲駅周辺は、市の魅力が発信される中心拠点、吉地・西河原地区の市街地は、地域住民の生活を支援する機能の維持を図っていく地域拠点、今回新たに設定する拠点は、医療、運動、福祉機能が集約するので、さらに今後、周辺の自然環境を生かした地域づくりを進め、人々の交流や健康づくりにつながる地域拠点としていきたいと考える。そして、3拠点を公共交通ネットワークで結ぶ環境づくりに努めたい。」との答弁がありました。

また、「北部合同庁舎は市民サービスセンターが廃止され、計画と実際にしていること

がずれてきている。乗務員の確保が困難になる中、公共交通を維持して、強化とあるが、どのように強化していくのか具体性がないと計画倒れになると思うが。」との質疑に対し、「今年度に地域公共交通計画を策定予定である。3つの拠点の公共交通ネットワークの構築について、担当部署としっかり連携して推進していきたい。」との答弁がありました。

また、「総合計画の中で人口増にかじを切り、拠点を増やしていったって、市街化区域を増やしていく方向に向いているという考えか。」との質疑に対し、「短期的には市街化区域を拡大し市街地を増やしていく。長期的にはコンパクトシティーの考え方を取り入れ、人口密度を増やす拠点をつくっていく。この両輪でまちづくりを進めていきたい。」との答弁がありました。

また、「人口を増やすことが先決であり、地区計画制度をきちんと打ち立てて進んでいかなければならないと思うが、その考えは。」との質疑に対し、「居住の場所や企業が進出する場所はまだまだ少ないと感じており、地区計画が設定できる可能性があるところも含め、市街化区域をもう少し増やしていく必要はあると考えている。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第135号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一君） 第5番、木下伸一です。

去る12月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第130号「野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

議第１３０号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第１３０号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１３１号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

議第１３１号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

採決の結果、議第１３１号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第１３番、山崎有子議員。

○１３番（山崎有子君） 第１３番、山崎有子です。

去る１２月６日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、１２月１３日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第１３２号「野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今回、占用料が上がったものと下がったものがあるが、その根拠はあるのか。」との質疑に対し、「国が改正された道路法施行令の価格を準用しており、国においては、固定資産税の評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準動向等を見極めて価格設定されていると承知している。各市町村は、１から５等級までである所在地区分に分けられており、野洲市は３級地とされているため、３級地における価格をそのまま引用している。そのため、特にその価格について、内部までは精査していない。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「国の鑑定で基準価格は上がっているのに、占用料が下がっているところもあるのは矛盾していないか。」との質疑に対し、「野洲市として全てを再

評価したところ、約7万円増額になっている。確かに上がっている項目と下がっている項目があるが、その中身については承知していない。」との答弁がありました。

また、委員からの「露店、商品置場、その他これらに類するもので、祭礼等に際して一時的に設けるものは、1平米18円と規定されている。例えば、行畑地蔵盆などは露店で占用されていると思うが、占用料は徴収しているのか。以前は地元からの要望により徴収しておらず、今もそれが続いていると推定するがどうか。」との質疑に対し、「詳細は把握していない。」との答弁がありました。

なお、議第132号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第132号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第133号「和解について」関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今回、収去された建物の近隣地に現在まだ係争中の建物があるが、現在の状況はどうか。」との質疑に対し、「係争中につき、詳細は差し控えたいが、全面的に争っておられる状況である。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「詳細は聞かないが、大体的見通しはどうか。」との質疑に対し、「令和3年11月1日に訴状を裁判所に提出してから2年がたち、これまでに13回公判が行われている。相手方は建物の収去に応じず条件闘争をしておられ、裁判が進行している状況である。そのため、まだ見通しは立っていない。」との答弁がありました。

なお、議第133号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第133号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第134号「区域外道路（守山市道）の認定に関する承諾について」審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第134号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（山本 剛君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第１５番、荒川泰宏議員。

○１５番（荒川泰宏君） 第１５番、荒川泰宏です。

去る１２月６日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、１２月１１日から１３日に各分科会を、また１９日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」、議第１２０号「令和５年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」、議第１２１号「令和５年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、議第１２２号「令和５年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、議第１２３号「令和５年度野洲市水道事業会計補正予算（第３号）」、議第１２４号「令和５年度野洲市下水道事業会計補正予算（第１号）」、議第１２５号「令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第３号）」、以上７議案について、１２月１９日の予算常任委員会で各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」について、総務分科会会長報告では、第２款総務費で、「庁舎等維持管理費のネットワークの整備について、今まで対象となる場所は整備されていなかったのか。不足分を改めてつけるということか。」との質疑に対し、「整備されていない会議室があるので作業委託を発注する。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「企画調査推進費について、土地の測量及びＪＡレーク滋賀との合意の時期は。」との質疑に対し、「測量は年明けに実施し、年度内には不動産鑑定に向けた確認書をＪＡレーク滋賀と締結した上で、来年度不動産鑑定を実施し、交換の手続に入る。来年度も引き続き協議を続けていく。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「会計年度任用職員雇用費に関して、市役所全体で何人か、また正規職員も含め同等規模の自治体と比べての分析は。」との質疑に対し、「会計年度任用職員の人数は病院事業を除いて７３３名雇用している。他市との比較、分析はしていない。」との答弁の報告を受けました。

次に、第３款民生費で、委員からの「コミュニティバス運行費について、年２、３件の乗り残しのために業務委託費が３００万円の増となるのか。」との質疑に対し、「人件費の高騰や人材確保、また国の改善基準告示等の影響や当初ダイヤを設定したときに比べて交

通事情等が変わっており、来年度に向けてダイヤを見直すための予算計上である。」との答弁の報告を受けました。

次に、文教福祉分科会長報告では、第3款民生費で、「障がい者福祉費の介護給付費が10%強の増額となっているが、その要因は。」との質疑に対し、「当初予算は、令和4年度ベースで積算しているが、上半期で分析したところ、主に重度訪問介護や生活介護のサービスが増加をしている傾向であった。重度訪問介護、生活介護共に利用量の増加によるもので、高齢化が1つの要因ではないかと分析している。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「公立保育所費の会計年度任用職員給2,259万円減額の要因は。」との質疑に対し、「保育士の募集をしていたが、集まらなかったため減額するものである。」との答弁の報告を受けました。

次に、第4款衛生費に関連する債務負担行為で、委員からの「滋賀医科大学との共同研究で、直接経費、間接経費は、大学側の規定に基づくものか。また、大学側の規定は、国の指針等に基づいたものか。他の自治体等の共同研究においても、同様のやり方でされているのか。」との質疑に対し、「直接経費の30%という間接経費の額は、滋賀医科大学の規程に基づくものである。その根拠は、内閣府に設けられた研究会の指針に基づいている。また、他の自治体の例としては、三重県亀山市が同様の協定を結ばれている。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して、委員からの「事後において間接経費を確認できないのか。」との質疑に対し、「年間2,505万1,000円という算定の根拠を滋賀医科大学からいただいている。その内訳は、直接経費として1,927万円で、間接経費はその30%の578万1,000円である。直接経費は人件費と事務費、施設使用料であり、うち人件費については、滋賀医科大学の学内のイノベーションセンターに研究室が設置され、そこに勤務される特任教授の人件費と野洲病院の整形外科に勤務され臨床研究をされる特任助教の人件費である。事務費は秘書、事務員の雇い費である。施設使用料は、イノベーションセンターの入居費で光熱水費、電話通信費である。間接経費は、図書館等の大学内の様々な施設や共有スペースなどの管理費や、それら施設の営繕に要する費用、大学内のシステムの維持に係る費用であり、30%と見積もられている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「高齢者健康診査受診券作成業務に係る債務負担行為について、外部委託による時間外勤務の削減の見込みは。」との質疑に対し、「時間外は163時間40万8,000円ほど削減できると見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、第10款教育費で、委員からの「中学校施設整備費について、ネット環境の整備はコロナ対策で1人1台端末など、整備されてきたが、今回整備する理由は。」との質疑に対し、「来年度以降、特別支援学級が3教室増えることになり、これを確保する必要がある。増設は難しいため、部室や少人数教室、書写室を特別支援教室に転用することを考えている。これら普通教室、特別支援教室以外の部屋は、ICT対応の環境整備をしていないため、今回整備をするものである。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「文化財保護費の公共事業発掘調査事業について、給食センターにおいて発掘するとのことだが、具体的な場所は。また、年度内に発掘調査が完了できるのか。」との質疑に対し、「調査の対象場所は、本館の北側部分で、設備関係の改修場所を発掘調査する予定である。期間は1月から3月の間で、面積が290平方メートルのため、調査は完了できる見込みである。」との答弁の報告を受けました。

次に、環境経済建設分科会会長報告では、第4款衛生費で、委員からの「廃棄物最終処分場費の修繕料について、落雷による影響とのことであるが、修繕する範囲など、詳細は。」との質疑に対し、「蓮池の里第二処分場にある上流と下流の水質の監視を行うモニタリング装置の近くへの落雷により、損傷し、計測できなくなったことから、緊急に先行して修理をした。その分、当初予定していた部分の修繕料に不足が生じたことから、補正を行うものである。水質の監視は、地元からの要望でもあり、緊急に対応したい。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第120号「令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」では、「特定健康診査受診券作成業務に係る債務負担行為について、時間外勤務の削減の見込みは。」との質疑に対し、「時間外149.5時間、削減額22万4,250円を見込んでいる。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第121号「令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議第122号「令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議第123号「令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第3号）」及び議第124号「令和5年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

次に、議第125号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）」では、委員からの「収益的支出の給与費について、会計年度任用職員給与と手当では、約5,800万円増額し、正規職員、医療技術員は減額されている。当初予算で5,800万円は計上し

ていなかったのか。また、外部委託のウエートはどの程度か。」との質疑に対し、「会計年度任用職員給与と手当の約5,800万円は当初計上しておらず、今回新たに患者サポートセンターに取り組むことに伴い、事務職、社会福祉士の採用を予定していることと、副院長を会計年度任用職員として就任があったこと、また看護師などの退職に伴い、その補充を会計年度任用職員で行ったことや人事院勧告に伴う給与改定により増額が発生したもの。外部委託については、窓口業務などを委託しており、割合は3割である。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「収益的支出の修繕費について、修繕箇所はどこか。」との質疑に対し、「東館の非常用照明のための蓄電設備の他、患者サポートセンター開設に伴う院内の修繕や経年劣化に伴う厨房の空調の修繕である。」との答弁の報告を受けました。

なお、予算常任委員会に付託を受けました関係予算について、委員間討議はありませんでした。

最後に、採決について、議第119号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第120号から議第125号までの6議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」に対し、橋俊明議員から、タブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明君） 第16番、新誠会、橋俊明でございます。

今回、本補正予算案につきまして、市民の健康づくり、介護予防を目的とする滋賀医科大学との共同研究講座設置に係りまして、令和5年度から令和10年度まで、1億2,600万円を限度額とする債務負担行為が設定されております。しかしながら、本講座に設定されている課題につきましては、「整形手術後の患者の退院後の継続支援」や「若年期

からの骨粗鬆症、その他生活習慣病予防指導」、「整形外科専門医による健康教室等での啓発や個別指導群への直接アプローチ」などであり、これらは本市固有の課題だけでなく、全国的な課題であります。市民の健康づくりなどは重要な施策であります。現在行財政改革を進めている本市にとって、新規事業として取り組むことに政策的、財源的にも疑問があります。

また、令和6年度から毎年約2,500万円を滋賀医科大学に対して拠出することになりますが、その金銭が具体的にどのように使われたかという報告を、市から求めることはしないということが、今議会の質疑に対する答弁で明らかにされており、公金の支出として極めて不適切な取扱いがなされようとしております。

これらのことから、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る本債務負担行為の追加については、削除するものであります。

以上です。

○議長（山本 剛君） 次に、議第119号に対する修正案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第119号から議第135号まで並びに議第119号に対する修正案について、討論を行います。

議第119号に対する修正案以外の議案については、討論通告書が提出されております。

この際、修正案についての討論はございませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（山本 剛君） 暫時休憩いたします。

（午後1時34分 休憩）

（午後1時57分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第119号原案及び修正案について一括して行います。

第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」原案に対して、賛成の

立場で討論をいたします。

本予算案は、障がい者に対する介護給付費、訓練等給付費、補装具費及び障がい児給付費の支出見込みに伴う増額などであり、いずれも必要不可欠な予算でございます。

焦点となっております滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為の追加についても、高齢者の人口増加と生産年齢人口の減少が同時に加速していく「静かなる有事」への実効性ある備えと考えられます。

先ほど提案理由の説明において、講座に設定されている整形手術後の継続支援、若年期からの骨粗鬆症、その他生活習慣病予防等の課題が全国的な課題であるとの指摘、また行財政改革との整合性等についての指摘がございました。これにつきまして、全国的な課題であるから不要であるといった主張に対しては、前議会で補聴器の請願が出た際に同じ理由を私自身申し上げましたが、難聴と認知症との因果関係を証明するような研究、いわゆる基礎研究に当たるようなものに対しては、野洲市で研究するということは非常に困難でございますが、またそもそも野洲病院に耳鼻科がない状況がある一方で、今般の整形手術後の継続支援等の研究については、野洲病院における最大の患者さんが整形に関する疾患をお持ちの方である等の内容や、また十分に基礎研究等は済んでおり、その土台の上での研究であること等を考えれば、野洲市でこの研究を滋賀医大との共同研究として実施することは妥当であると考えます。

また、財政との、行財政改革との整合性について申し上げれば、つい先日18日に行われました介護保険運営協議会の会議を傍聴してまいりましたが、第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これが議題として挙げられていたんですけれども、この中で注目することがございまして、第9期の計画の中で基本目標の1として「いつまでも元気で暮らせるまちづくり」というのがあるんですが、その生活指標として、要介護になる年齢を引き上げるというのがございました。何を言いたいかと申しますと、今の行財政改革、財政が苦しいという現状よりもはるかに将来は財政が厳しくなります。その大きな要因が、この医療費を含む、いわゆる社会福祉費の増大、そして、先ほども申し上げました生産年齢人口は逆に減っていくという二重の要因があります。これに対して、今般の共同研究はその抑止に資するものだと考えます。

このように、市民にとっての健康維持や整形疾患の重症化予防への効果が期待できると、現在健康な現役世代にとっても高齢となる将来にわたっての健康維持に有効な成果が期待できること、さらに野洲病院の経営面からも、現在、経営の柱となっている整形部門

を医療ニーズに沿って、一層充実させるものであり、まさに三方よしの事業と考えます。

なお、全員協議会で質問が集中しておりました滋賀医大の規定にある間接費への疑問については、小菅議員の議案質疑への答弁や所管である予算委員会文教福祉分科会における審査において、１、間接経費の比率改定については、国の「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」の令和元年７月の改正にのっとり、滋賀医大において、令和３年４月に改定されたものです。従来の比率では赤字となっていて、滋賀医大側で課題とされていたものです。また、野洲市のみならず、全ての共同研究先を対象とするものであること。２番目に、間接経費は共益費的な性質のもので、様々な業者からの請求が個別の研究室宛てでない全体的な経費の応分負担であるため、事後の明細なども出ないなどの説明を受けました。

執行部の計画をチェックすることが我々議会の使命であります。間接費の規定は、そもそも滋賀医大側の規定で定められているものであり、１及び２の説明も合理性があり、共同研究講座設置に係る協定は妥当かつ有益と判断できます。

以上、議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」への賛成討論といたします。議員各位のご理解と賛同をお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 次に、第２番、小菅康子議員。

○２番（小菅康子君） 第２番、小菅康子です。

私は、議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」について、反対の立場で討論をいたします。

本予算は、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為、５年間で１億２，６００万円が提案されています。この共同研究講座で、整形術後患者の退院後の継続支援や骨粗鬆症やその他生活習慣病予防指導などについて研究されることについては一定理解をするもので、必ずしも否定するものではありません。

去る６日の議案質疑では、予算の内訳について、直接経費は、人件費、事務職員経費、施設使用料の経費であるとされ、また５年間で２，８９０万５，０００円の間接経費については、「事業を進めるためのもろもろの経費である。」との答弁でした。また、この間接経費について、「市の公金であるだけに、少なくとも何に使われたかについて決算で明らかにするべきだ。」という質疑に対して、「市としては公表されるべきとは考えない。公表は求めない。」という答弁でした。

この件では、去る１９日の予算常任委員会の委員長報告で、滋賀医大から、年間の直接

経費と間接経費の額が2,505万1,000円であり、間接経費については、図書館等の大学内の様々な施設や共有スペースなどの管理費やそれら施設の営繕に要する費用、大学内のシステム維持に係る費用であるとのことでした。このように、使途の方向を一定明らかにされているのであるならば、いわゆる決算報告はできるのではないかと考えるものでありまして、公金であるだけに必要だと考えます。

以上、繰り返しになりますが、今回の共同研究講座は、滋賀医科大学と本市の共同で行われる事業であります。共同事業といえども野洲市として公金を支出するわけですから、明らかにするべきと考えます。にもかかわらず、これが担保されていないもので、以上の理由から、本議案について反対し、修正案に賛成いたします。

以上、討論とします。

○議長（山本 剛君） 次に、第7番、石川恵美議員。

○7番（石川恵美君） 第7番、石川恵美。

議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」原案に賛成、修正案に反対の立場で討論をいたします。

本議案において、滋賀医科大学との共同研究講座の設置に関して、令和5年度から令和10年度の5年間にかけて、総額1億2,600万円の債務負担行為が提案されています。主な研究課題として3つ挙げられています。

地域医療連携パスによる整形術後患者等の退院後の支援について、この課題は切実でこの支援により、老老介護やヤングケアラーの負担軽減になることは明らかです。また、退院後の支援を受けることで、身近な家族にとっては大きな安心につながると思われます。

2つ目の若年期からの骨粗鬆症、その他生活習慣病予防指導の有効策について、私もそうでしたが、風邪などの症状があるときは病院にかかりますが、そうでないときは自分自身のことは後回しになりがちです。大腿骨頸部骨折手術の入院患者さんは整形病棟の7割ぐらいだとお聞きしたこともあります。これからこの骨粗鬆症の予防は有意義なものと考えます。

また、3つ目の整形外科専門医の健康教室等での啓発と個別指導群への直接アプローチについては、医療ニーズを推計し、地域の関係者が協力して医療機関と役割分担や連携をする仕組みを構築する取り組みだと考えますが、このようなことこそが、市民病院だからこそできる地域医療だと思います。私ごとになりますが、3年前に大病を患いました。改善せず病名も分からない状態が1年以上続いていたとき、野洲病院の先生に出会いました。

その先生は一から検査をし直してくださり、懸命に治療を続けてくださり、ここまで回復することができました。私のような病名も分からず苦しんでおられる市民は本当にたくさんおられると思います。市民病院だからこそ、市民に寄り添って研究していただけることは、市民の安全を守る観点からとても有意義です。

確かに、５年間で総額１億２，６００万円はとても大きな額ではありますが、野洲病院の資金により負担されるため、市の財政の負担にはならないということです。野洲市市民全員の寝たきりにならない、生涯ずっと生き生きと暮らせるまちづくりの可能性が望めるのなら必要な投資だと私は思います。

議会も通り、新病院については、整備業者も決まりました。ここからいかに市民の皆様への命や健康を考える病院にするか、その第一歩としてだと理解できましたので、私は原案に賛成いたします。また、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、議第１１９号の賛成討論いたします。

○議長（山本 剛君） 次に、第１番、村田弘行議員。

○１番（村田弘行君） 第１番、村田弘行です。

議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」の修正案に賛成いたします。

時間はかかりましたが、よい場所に建設の見通しがつきました。事業者も決まりました。現執行部と市長のご努力に感謝いたします。早くよい場所ということはよかったのですが、身の丈というところ、野洲市の規模にして１２０億の建設費はあまりにも大き過ぎます。人口が５万人、何もかも入れて３００億ぐらいの予算、手持ちの３０億あるかないかの財政調整基金、これは目減りが予想されます。これからもスポーツ大会や駅前開発、高専の開発、道の取付けなど、有形無形の資金がこれから必要になってきます。

どう考えても、アキレス腱になりかねない。２０億の予算の増加も苦渋の決断でありましたが、今となっては、診療所レベルの病院でもよかったんじゃないかなと今さらながら思っております。人口の２％と言われる適正職員数をただいま野洲市は、会計年度職員も含めて大幅に超えております。教職員、病院職員もおられるとは思いますが。

例えば、ただいま大体２億超えぐらいの月の売上げでございます。そのうち、お医者様や看護師さん、レントゲン技師等、給料が高くございます。日々の粗利としては、建設費等の減価償却ができるような金額が出てきません。売上げ２００万円の小規模な会社や商店主が１億２，０００万円の建屋を建てるようなものです。売上げが２００万円です。月

収200万円のサラリーマンが億ションを買うようなものではありません。200万円のうち、経費がかかって、利益は10%と見ても20万円でしょう。そこから建設費を捻出する、ローンを組むということは、銀行出身の副市长さんなら分かると思いますが、融資はできません。また、売上金回収、それも皆保険で賄われております。税金も法人税や固定資産税を払うわけではございません。ですから、計画なり、甘さが露呈してきています。

滋賀医大との関係は大変大事だと思いますが、いろいろな間接費等の条件を聞くと、少々対等でないような気がします。三顧の礼でお医者さんを迎えるにしても、ない袖は振れないのです。また、計画は5年となっておりますが、5年で切れるとは到底思えません。研究室と病院管理者の給与なりのお金が年間5,000万円、野洲市が病院経営を投げ出さないでほしいと、守山野洲医師会は危惧されております。よって、病院経営ほど難しいものはないと私は思っております。資金提供を主にした研究室設置、債務負担行為の追加の議案を私は賛成しかねます。経費を節減して、安定的な経営を願っております。

以上、私は議員各位の賛同を得たいと思います。

討論を終わります。

○議長（山本 剛君） 次に、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、山崎有子です。

私は、議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」の原案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案においては、滋賀医科大学との共同研究講座の設置に係る令和5年度から令和10年度までの1億2,600万円を限度額とする債務負担行為が提案されました。

この講座に設定されている研究課題は、地域医療連携パスによる整形手術後の退院後の支援、若年期からの骨粗鬆症、その他生活習慣病予防指導の有効策について、そして整形外科専門医の健康教室等での啓発や個別指導群への直接アプローチの3つです。

私は、新しい市民病院は、病院の役割として特色を出し、他の病院との差別化を図らなければならないと考えます。その意味で、今回の滋賀医科大学との共同研究講座をぜひ実現させていただきたいと思います。

まず、何より常勤の整形外科の先生が1人来られるということは、今おられる先生と2人でチームを組んで、診療が期待できるということです。整形外科の外来診療患者数が増え、手術件数も増え、リハビリ訓練の患者数も大幅に増えることが期待できます。野洲市

民病院の収入増加に確実につながります。そして、現在でも野洲病院のリハビリテーション科はとても評判がいいのですが、専門スタッフを増やして、今後も市民ばかりでなく、他市の方も来られるようになることが期待できます。

さらに、骨粗鬆症は高齢化が進む野洲市民の健康にとって大変深刻な問題です。若年層の骨粗鬆症も増加していると言われます。その予防や治療のことなら、野洲市民病院に行ったらいいよとなるようなことが期待できます。

また、各地域で行われている百歳体操など、健康教室に専門家が来てくださったり、その効果の検証がなされたなら、参加者が増加し、市民の健康増進に大いにつながるものと思います。1億2,600万円は確かに大きな額ではありますが、野洲市民病院の収入増につながり、病院の特色もつくっていきける、そのために必要な負担であると考えます。

議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 新誠会、第10番、益川教智です。

それでは、議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」修正案に対して、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算には、市民の健康づくりを目的として滋賀医科大学との共同研究講座設置に係り、令和5年度から令和10年度にかけて、1億2,600万円を上限とする債務負担行為の追加が提案されております。

ここで、先日の議案質疑の中で、本講座の設置に当たり、その経費の内訳を明らかにしてくださいと求めたところ、執行部からの答弁として、これまでの市の施策に対する不当な、もしくは不適切な画策があったという実態を考えると、議場という公開の場では答えられないというような、とても理解のできない回答がありました。また、その使途の明細について事後的な報告を大学側に求めないということでありましたが、公金が支出されていることから、これがどのように使用され、どのような効果があったかということを検証する必要があります。また、委員会での奥山議員の表現を借りますと、この講座設置というものは、大学側にとって大変おいしい話であるということでありました。であるならば、より一層、その適正な執行について注意を払う必要があることから、大学側からこの使途の明細について報告を求めるということは当然であります。

また、本講座に設定されている課題といたしまして、提案理由の中でもありましたので、省略いたしますが、これらの課題というものは全国的な課題であります。これはだからし

なくていいという話ではなくて、先日の議案質疑における答弁で、その課題設定に当たって、周辺自治体の状況は入ってくるが、具体的に調査、検証はしていないということでありました。新しく具体的な事業を新規に始めるに当たっては、他市の事例をつぶさに主体的に調査し、それが本市においてどのような効果が見込めるのかということを十分に検討した上で進める必要があります。それが総額１億２，６００万円に及ぶ事業ならなおさらです。

なお、本講座に関する費用、これを実質的に負担するのは病院側となるということであり、その理由としては、本講座設置における副次的な効果として、整形外科医が常勤として病院で勤務をすることにより、２，５００万円と同等、もしくはそれ以上の経済的な効果が見込めるためということでありました。しかしながら、現在、市立野洲病院に勤務するお医者さん、医師のうち、管理者、そして病院長を除いた平均報酬額は約１，４００万円であり、それと比べた場合、病院側が直接的に享受する医師１人を確保する対価としての２，５００万円というのは明らかに過大であります。

現在の野洲病院の状況や、さらに医師の働き方改革の影響などを考えますと、医師及び看護師の確保は病院運営全体を考えても最重要課題であり、これは前川管理者を迎えるに当たっても、担当課が滋賀医科大学との医局とのつながりを強化し、医師確保につなげるという説明を繰り返してきたという経緯があります。病院運営の厳しい現状や、また不透明な先行きを考えますと、適正な報酬による医師の確保が求められるところ、これらを病院事業管理者の責任においてしっかりと求めていきたいと思っております。

以上のことから、本講座設置については、まず１点、公金の支出方法として極めて不明瞭である点、次に、課題設定に当たり、十分な調査、検証が図られておらず、市民の健康づくりに対する効果が不透明であること、さらに病院側が直接享受する効果として医師１人の対価、これが２，５００万円を負担することは、他の医師の報酬と比較しても過大であることから、本研究講座設置に係る債務負担行為を追加する原案に反対し、その削除をする修正案に賛成するものであります。

なお、この共同研究講座の設置に関し、先ほども申し上げました整形外科医の常勤の医師の確保は、今後、この共同研究講座においては５年の確保が見込めるということでありますので、この研究講座の設置ではなく、その常勤医師の確保、これに限定した上で、事業管理者においては、その雇用に尽力いただきたいと思っております。

以上をもって、反対討論といたします。

皆さんのご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 次に、第14番、稲垣誠亮議員。

○14番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣でございます。

議第119号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」原案に対して、賛成いたします。

原案については、病院収益の要である整形外科ドクターの採用方法について、適切な人件費による直接採用ではなく、また地域包括支援センターからのボトムアップによらない「共同研究講座」という名を借りた、実態として高額な派遣となる等思うところが多々ございます。しかしながら、ここに至りましては、前川病院事業管理者、福山野洲病院長、そして駒井病院事務部長の手腕による増収増益に期待する他ございません。市長からの要請に基づき、そして会派への協力義務の観点から原案に賛成いたします。

○議長（山本 剛君） 次に、議第128号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

私は、議第128号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、人事院勧告を受けて、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受けて、本市の市議会議員、市長等の期末手当について同様の改正を行うものです。

3年間にわたるコロナ禍、そして、今、厳しい物価高騰で市民の皆さんの暮らしは本当に大変です。また、本市では行財政改革を行い、手数料、使用料の値上げやコミセンの減免見直し、補助金の打切り、公共施設の統廃合など、市民の皆さんにご負担をおかけしています。そのような中、特別職の議員の期末手当を引き上げることは到底市民の理解を得られるとは思えず、また人事院勧告が出されてもそれに沿って引き上げなければならないというものではないと思います。

この特別職の期末手当引き上げや給与引き上げについては、国会でも、首相や閣僚ら国家公務員特別職の給与を引き上げる改正給与法が成立しましたが、審議の中では国民や野党からの強い批判、また与党内からも凍結論が出されました。さらに、多くの地方議会でも議論となっており、大津市議会では、所管委員会で特別職の期末手当引き上げ議案が否決されています。本会議でも否決される見通しだと言われています。私は、貴重な税金は市民の暮らし、福祉に使うべきと考えるものでありまして、本条例案に反対いたします。

○議長（山本 剛君） 次に、議第135号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

議第135号「第2次野洲市総合計画の改訂について」、反対の立場で討論を行います。

今回、野洲市の長期にわたるまちづくりを定める「第2次野洲市総合計画」の見直しを行うものです。「野洲市総合計画」は本市のまちづくりの方向を定める市の最上位計画です。

これまで総合計画では、土地利用の拠点設定は、野洲駅周辺と北部合同庁舎周辺の2つの地域を核として、野洲市の均等あるまちづくりを行うとする計画を定めていましたが、今回、市民病院の整備場所が総合体育館東側市有地に決定したことから、総合体育館周辺を新たに拠点に加えようとするものです。

1点目には、野洲市のまちづくりにとって最上位の計画であるだけに慎重な審議が必要だと思います。しかし、今回の見直しについては、5月25日に諮問され、僅か2回の審議会の審議で市長に「了」とする答申をされました。しかも、この見直し案を審議した審議会委員の構成は7名です。うち、市民委員は僅か3名です。

市は、僅か7名の委員による審議の妥当性について、「抜本改定ではなく、一部見直しだから」としていますが、今回の見直しは、総合計画で、拠点地域をこれまでの2地域から3地域にするもので、事実上の抜本改定に準じるものと思います。総合計画は、野洲市の最上位計画であるだけに、これまでは条例に基づいて、総合計画審議会の委員は約40名で、多数の市民委員が委嘱され、多様な意見、提案など、慎重な審議がなされてきました。このような意味で、市民の多様な意見を反映すべき審議となったのか、疑問であります。

2点目に、これまで北部合同庁舎周辺も拠点の1つですが、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実と強化を図ると定めていますが、市民サービスセンターの廃止、さざなみホールの除却を検討するなど、拠点地域と言いながら、それとは逆と思えるような進め方です。また、野洲駅周辺においても、市自身が実施された市民アンケートでも多様な意見が出されています。

以上、述べましたが、拠点設定は、単にその地域のことだけではありません。拠点を核として、野洲市のまちづくり全体をどのようにして均衡ある発展を進めるのかが求められていると思います。その意味で、まだまだ市民的な議論、市民合意が不十分なものとして反対いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（山本 剛君） 次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 新誠会、第10番、益川教智です。

それでは、議第135号「第2次野洲市総合計画の改訂について」原案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

小菅議員とかなり重複するところがありますが、ご容赦ください。

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための最上位計画として、総合計画を定めており、これに基づき様々な計画が定められることになっております。この計画では、今後の人口減少や少子高齢化へ対応すべく、「住居の他、医療や商業などの都市機能をコンパクトに集約し、健康で文化的な生活に資する健康・福祉機能を充実させるとともに、都市機能が集約された拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化することにより、利便性を向上させていくことが必要である」という多極ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりの考えのもと、野洲駅周辺及び北部合同庁舎周辺をそれぞれの拠点として現在設定しているものであります。

本議案では、新病院整備を総合体育館横で進めるという方針のもと、その周辺地域を新たな地域拠点として設定するとの改訂が提案されております。新たな拠点を設定することは、これはまちづくりにおいて非常に重要な要素であります。先ほど小菅議員の指摘にもありましたように、今回の改訂に当たって、審議会は僅か2回の開催、そして委員数もこれまでと比べ、著しく少ない人数で行われたものであります。まちづくりの最上位計画である総合計画を改訂するに当たって、またそれを検討するに当たっては、しっかりと市民参加、また周知が図られるとともに、十分議論を尽くした上で進める必要があります。今回の手続において、それがなされたとは認められません。

また、内容面におきまして、今回の改訂では、駅前に集約されていた機能の一部が総合体育館横に分散されることになり、これはコンパクトシティの基本的な考え方である「都市機能の集約化」とは正反対の変更となります。さらに、コンパクトシティのもう一つの重要な要素であります公共交通網の充実について、これが拠点の分散化により、拠点間及び居住地を結ぶ交通網を整備するに当たり、これまでよりもさらなるコストがかかることは自明であり、持続可能な形で路線バスやコミュニティバスなどの公共交通の維持が困難になることが簡単に予想されるところであります。これは先般ニュースでもありました、近江鉄道がこの滋賀県内近隣の自治体における、地域における路線バスの減便とい

うことを来年４月から予定していることから明らかであります。

現計画において、駅前については、民間事業者の提案に委ねるとして、どのように拠点化されるのかというところが不透明であります。もう一方の北部合同庁舎について言いますと、これも先ほど小菅議員の指摘にもありましたが、この「都市機能の集約における拠点化」に向けた具体的な取り組みというものが見えず、むしろ後退していると言っても過言ではありません。

このような現状において、また将来的な人口減少が見込まれる中、都市機能を分散させ、新たな地域拠点を設定するということは、この計画の実現可能性に大いに疑問があり、本議案に反対するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第１１９号から議第１３５号まで並びに議第１１９号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、議第１１９号から議第１３５号まで並びに議第１１９号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（山本 剛君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第１１９号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第１１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１２０号「令和５年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２０号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第１２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後２時５０分 休憩）

（午後２時５１分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第１２１号「令和５年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２２号「令和５年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２２号については、委員長の報告のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２３号「令和５年度野洲市水道事業会計補正予算（第３号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２３号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２４号「令和５年度野洲市下水道事業会計補正予算（第１号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２４号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２５号「令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第３号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２５号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２６号「野洲市事務分掌条例及び野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２６号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２７号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２７号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２８号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２８号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛君） 起立多数であります。よって、議第１２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１２９号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１２９号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３０号「野州市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３０号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３１号「野州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３２号「野州市道路占用料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３３号「和解について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３３号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３４号「区域外道路（守山市道）の認定に関する承諾について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３４号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１３５号「第２次野洲市総合計画の改訂について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１３５号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第１３５号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第１３６号及び議第１３７号並びに意見書第６号及び意見書第７号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、議第１３６号及び議第１３７号並びに意見書第６号及び意見書第７号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第１）

○議長（山本 剛君） 追加日程第１、議第１３６号及び議第１３７号、「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」他１件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第１３６号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」、議第１３７号「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算 1 件、条例の改正 1 件の合計 2 件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず議第 1 3 6 号「令和 5 年度野洲市一般会計補正予算（第 1 0 号）」についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算それぞれに 3 億 5, 8 3 0 万 5, 0 0 0 円を増額します。

歳出の概要は、民生費では、国において、食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得世帯に対する現金給付の追加支援が決定されたことから、対象 1 世帯当たり 7 万円の給付金給付事業を追加します。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種における予防接種健康被害救済制度による給付金を追加します。

また、地方創生臨時交付金の追加交付に伴う活用事業として、省エネ家電の買換えに係る補助金制度の創設と、教育費においても、学校給食費の食材高騰分に係る保護者負担の軽減対策費用を追加します。

これらに対する歳入につきましては、地方創生臨時交付金などの国庫支出金及び繰越金を追加計上します。

次に、議第 1 3 7 号「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、戸籍法の一部を改正する法律における改正規定の一部が令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、戸籍、除籍等、戸籍証明書の広域交付、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行や閲覧の事務などに係る手数料の額を新たに定めるなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 6 年 3 月 1 日から施行します。

以上、提案理由といたします。

○議長（山本 剛君） これより、ただいま議題となっております議第１３６号及び議第１３７号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１３６号及び議第１３７号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、議第１３６号及び議第１３７号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第１３６号及び議第１３７号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第１３６号「令和５年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議第１３７号「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１３７号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。ここで執行部の方は退席となります。再開時刻は追って連絡いたします。

(午後 3 時 0 9 分 休憩)

(午後 3 時 1 6 分 再開)

○議長 (山本 剛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第 2)

○議長 (山本 剛君) 追加日程第 2、意見書第 6 号及び意見書第 7 号、「ブラッドパッチ療法 (硬膜外自家血注入療法) に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (案)」他 1 件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第 6 号について、第 5 番、木下伸一議員。

○5 番 (木下伸一君) 第 5 番、公明党の木下伸一でございます。

ブラッドパッチ療法 (硬膜外自家血注入療法) に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (案) です。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など、全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症 (減少症) によって、日常生活を大きく障害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられています。その後、平成 2 8 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法 (硬膜外自家血注入療法) が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としてきた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症 (減少症) の患者の中には、保険適用 J 0 0 7 - 2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じております。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は 1 か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されました。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X 線透視下で漏出部位を確認しながら治療が必要であるが、診察上の評価がされていないのが現状でございます。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症 (減少症) の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望いたします。

1 つ目、脳脊髄液漏出症 (減少症) の症状において、約 1 0 % は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭

痛を認めない場合がある」と加えること。

1つ、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬におきまして、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出させていただきます。

議員の皆様のご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 剛君） 次に、意見書第7号について、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己です。

意見書第7号「加速する高齢化による現場の実態に即した高齢者・障がい者の支援制度拡充を求める意見書（案）」について趣旨説明をいたします。

少子高齢化は、国家にとっても地方自治体にとっても非常に大きく重い課題であることは論をまちません。団塊ジュニア世代と呼ばれる第2次ベビーブーム期に生まれた世代が高齢者になる2040年初頭に高齢者人口が最大になり、社会保障費の増大や介護福祉における人手不足が懸念され、2040年問題として課題に向けた議論が始まっています。

一方、野洲市内の現場に目を転じますと、高齢者世代の一層の高齢化や独居世帯、高齢者のみ世帯の増加、介護施設職員やケアマネージャーの不足等、様々なゆがみが増大している現実があります。高齢化による諸問題は2040年代がピークで、現在は過渡期と言われておりますが、既に現場では対応に苦慮し、あるいは対応しかねている問題が多くなっています。これらの問題は、今後策を練り、実行することで、将来訪れる高齢化問題のピークへの備えとなり、その坂を緩やかにする効果があるものと考えます。

以上のことから、現場の諸問題への対応、支援を国及び県に求める意見書を提出することが野洲市はもとより、国、県の利益にもつながると判断し、「加速する高齢化による現場の実態に即した高齢者・障がい者支援制度拡充を求める意見書」を提出しようとするものです。

皆様のご理解、ご支援をお願いいたします。

○議長（山本 剛君） これより、ただいま議題となっております意見書第6号及び意見書第7号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第6号及び意見書第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第6号及び意見書第7号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第6号及び意見書第7号について討論を行います。

討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第6号「ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第7号「加速する高齢化による現場の実態に即した高齢者・障がい者支援制度拡充を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻は午後3時40分といたします。

（午後3時26分 休憩）

(午後 3 時 4 0 分 再開)

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和 5 年第 8 回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る 11 月 29 日から本日に至りますまで 23 日間開催いただきました。令和 5 年度各会計補正予算をはじめ、提案申し上げました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおり全てお認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会の議案質疑、一般質問を通じまして、野洲駅南口整備、国スポ・障スポへの対応をはじめ、福祉、教育、農業、道路河川整備など、様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

提案いたしました議案におきましては、組織機構の再編に伴う関係条例の改正をはじめ、8 件の条例改正、また障がい者に対する給付費の増額やふるさと納税推進に係る経費の増額、滋賀医科大学との共同研究講座設置に係る債務負担行為を含む各会計補正予算、第 2 次野洲市総合計画の改訂をお認めいただきました。

主な事業といたしましては、本日追加で提案し、お認めいただきました補正予算において、地方創生臨時交付金活用事業として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の追加交付の実施、また物価高騰の影響による給食食材費の値上がり相当分を市が負担することで、保護者負担の軽減を図るとともに、省エネ家電の買換え購入者に対して補助金を交付することにより、エネルギー価格の高騰による市民生活の負担軽減を図ってまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、寒さ厳しい折から、健康には十分ご留意をいただき、市民のため、まちづくりに一層のご理解とご支援を賜りますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをお願い申し上げます。併せて、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 以上で、令和 5 年第 8 回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午後 3 時 43 分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年12月21日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 津 村 俊 二

署 名 議 員 石 川 恵 美